

奈良県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十八号

奈良県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成二十一年十一月奈良県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第十号ウ及び第二十三条第六号エ中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。